

調達管理番号・案件名
25a00690_パキスタン国パンジャブ州インフォーマル経済セクターの女性起業家能力強化プロジェクト

質問と回答は以下のとおりです。

2026年1月9日

質問番号	ページ	項目	質問内容	回答
1	0	0	本邦招へいに係る経費については、企画競争説明書において定額計上とされていると理解しております。一方で、第三国研修については、実施案の提示が求められているものの、見積計上方法についての記載が見当たりません。見積計上方法の方法をご教示ください。また、航空券・日当交通費・謝金・国内交通費の考え方など、留意点があればご教示ください。	第三国研修にかかる経費については、本見積に含めてください。第三国研修の経費計上について、特に留意点はございません。
2	1	プロジェクト開始のスケジュール	2026年3月契約開始の予定ですが、第1回の現地渡航はラマダン終了後の3月下旬以降となりますでしょうか。	第1回の現地渡航はラマダン終了後、イード以降を予定していますので、3月下旬以降を想定しています。
3	11	第3条 実施方針及び留意事項 2. 本業務に係る実施方針及び留意事項(5)パイロット活動	「金融包摂プログラムは当該バッチの参加者全員を対象とし」とありますが、当該バッチとはインキュベーション&マーケットリングケージプログラムのみを指しますか。それともプレ・インキュベーションも含みますか。	金融包摂プログラムはプレ・インキュベーション支援プログラムの参加者全員を対象とします。
4	11	(5) パイロット活動	本事業ではトランスジェンダー起業家を対象とすることが想定されていますが、ここで言う「トランスジェンダー」には「トランスジェンダー女性(トランス女性)」と「トランスジェンダー男性(トランス男性)」が両方含まれますか?それとも、プロジェクトが「女性起業家」を対象としていることに鑑みて、主にトランス女性を包摂することが想定されていますか?	対象としては、トランスジェンダー女性を想定しています。
5	11	対象セグメント	対象セグメントについて①年間売上高3000万ルピーまでの起業家に焦点を当てるものの、②同500万ルピー以下の起業家についても一定程度含めることとされています。②の全体に占める割合の上限はあるでしょうか。	割合の上限は特に設定していません。

6	11	(5)パイロット活動	<p>契約処理ガイドラインではパキスタン国は「紛争影響国・地域における報酬単価の適用は「パキスタン(イスラマバード市及びアボタバード市、ラホール市を除く。)」となっていますが、今回はラホール県及びシアルコット県での滞在(活動)期間のみ切り分けてこの特例単価を計上し、ラホール市内およびイスラマバード市内での活動期間は別途通常の報酬単価を適用するということでしょうか。</p>	<p>本事業は、企画競争説明書「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項、4. 見積書作成にかかる留意事項、(1)報酬について」に記載のとおり、「紛争影響国・地域における報酬単価の加算」の対象とします。ラホール市内およびイスラマバード市内での活動期間も「紛争影響国・地域における報酬単価の加算」の対象となります。</p>
7	11	「(5)パイロット活動」について	<p>パイロット活動はラホール県及びシアルコット県それぞれで2サイト、計4サイトで実施されるとあります。ここでいうパイロット活動のサイトとは、研修等を行う県内の特定のTashilを想定しておりますでしょうか。パイロット活動におけるサイトとは何を意味しているのかご教示ください。例えば、単なる研修場所としてのサイトあるいは、パイロット活動の対象にする女性起業家を特定するサイト(地域)など。</p>	<p>サイトは、パイロット活動の対象にするWE・TEを特定するサイト(地域)であり、研修等の活動を実施する場所を指します。サイトは必ずしも1つのTashilから構成されるとは想定していません。</p>
8	12	第2章、第3条、2.本業務に係る実施方針及び留意事項、(6)パイロット活動のアプローチ:マーケット・ドリブン、バックキャスティング	<p>「特定セクターの潜在バイヤーが求めるものをWE・TEが生産、提供できるよう、それに向けたビジネススキル、技術、マーケティング、金融アクセス等の支援内容や方法をバックキャスティングで検討し、～」とあるが、縫製技術や食品加工技術など、具体的な技術指導をパイロット活動における支援に含めることは想定されていますでしょうか。</p>	<p>想定しています。</p>
9	14	第2章、第4条、2.本業務にかかる事項、(1)プロジェクトの活動に関する業務、①成果1に関わる活動	<p>インパクトアセスメントの規模感(対象人数、実施期間、コスト等)の想定があれば教えて下さい。また、インパクトアセスメントは、介入グループ(パイロット事業研修対象者)と非介入グループ(コントロールグループ)を置くことを想定していますでしょうか。</p>	<p>規模感の想定は特にございません。また、介入グループと非介入グループを設定するかについては、非介入グループを設定しない実施方法も考えられるため、当方での想定はありません。</p>
10	14	第2章、第4条、2.本業務にかかる事項、(1)プロジェクトの活動に関する業務、①成果1に関わる活動	<p>活動1-10「パイロット活動をもとに策定された提言が、政策・制度改革のため、関係機関やプラットフォームに提出される」に関し、プラットフォームとは具体的にどのようなものを想定していますでしょうか。</p>	<p>提言の内容次第ですが、プラットフォームの例としては、FBLTを通じて設置されたポリシー・コンソーシアムが挙げられます。</p>
11	15	活動1-2	<p>ジェンダー啓発を含むSMEDA職員向け研修では、対象約50名のSMEDA職員への日当等のTA/DAは、SMEDA側の負担との理解でありますか。RDのPDMIにはSMEDA OfficialsのTA/DAはSMEDAの負担と記載があります。</p>	<p>SMEDAが負担することで合意しています。</p>

12	16	第4条 業務の内容2. 本業務にかかる事項(1)プロジェクトの活動に関する業務 活動1-5	第三国研修の経費について、本見積書に含むという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、本見積に計上してください。
13	17	第三国研修の経費	第三国研修の実施案について、プロポーザルにて提案することが求められていますが、第三国研修の実施に必要な経費(研修員や同行者の旅費含む)についても、見積書にて計上する必要があるとの理解でよろしいでしょうか。	第三国研修の実施に必要な経費は本見積に計上してください。
14	17	(1)プロジェクトの活動に関する業務」「成果1に関わる活動にかかる留意事項」「活動1-5」(第三国研修について)	パキスタンにてJICAが支出負担する第三国研修(海外出張)の場合に適用される日当・宿泊費の規定額をご教示ください。	パキスタンにおけるJICAの規定額はないことから、SMEDAの規定額を参考に決定する想定です。SMEDA規定額は役職により異なり、インフレ率も加味されるため、見積もりでは現時点のSMEDAのマネージャークラスの日当・宿泊費は150USDを使用してください。
15	18	活動 1-9	WEBPAのスタディーツアー実施(2回)のタイミングは、パイロット1~2回目の間と3回目~4回目の間など、パイロット実施期間中に実施する理解で良いか?	パイロット活動の実施期間中の後半にWEBPA普及の一環として実施することを想定しています。
16	18	「(1)プロジェクトの活動に関する業務」「成果1に関わる活動にかかる留意事項」「活動1-9」(スタディ・ツアについて)	パキスタンにてJICAが支出負担する国内研修(参加者の宿泊を伴う)に適用される日当・宿泊費の規定額をお教えください。SMEDA職員の参加時、JICA規定額ではなく政府公務員出張規定が適用されるのが通例の場合はその規定額もご教示ください。	スタディツアの日当・宿泊料は、SMEDAの規定を参考に決定する想定です。SMEDA規定額は役職により異なり、インフレ率も加味されるため、見積もりでは現時点のSMEDAのマネージャークラスの規定額(日当は6時間以上12時間未満であればRs. 3,000、12時間以上であればRs. 6,000、宿泊費は一泊Rs. 30,000上限)を使用してください。なお、SMEDA職員についてはSMEDA負担です。

17	19	活動2-1	<p>「実施回数:約20回」「参加者数:約100名／回」と記載されていますが、プレ・インキュベーション支援としては非常に大規模であり、対象となる女性起業家一人ひとりに対する伴走型支援や質の担保の観点から、実施上の難易度が高いと認識しております。</p> <p>本規模(回数・参加者数)は、本事業において必須要件と理解すべきでしょうか。それとも、事業目的・成果の達成を前提とした上で、規模や設計を合理的に見直す提案を行いうことは可能でしょうか。</p>	回数・参加者数は先方政府と合意しており、必須要件とお考え下さい。
18	19	活動2-1	<p>「開催期間:約10日×全日」「実施形態:対面」とされていますが、特に年間売上高500万PKR以下の女性起業家は、家事・ケア労働や移動制約等により、長期間・終日の対面参加が難しいケースも多いと想定されます。</p> <p>こうした受益者の置かれた社会的・経済的状況を踏まえ、目的達成に資することを前提に、実施期間・時間配分・対面／非対面の組み合わせ等について、提案段階で手法の工夫・変更を行うことは可能でしょうか。</p>	<p>十分な能力強化を図るために最低でも全日10日間の研修が必要だと考えていますが、全日10日間を連続して研修しなければならないとは考えておりません。</p> <p>プレ・インキュベーション支援プログラムの期間は3か月を想定していますので、対象のWE・TEの状況・ニーズを踏まえた実施方法等のご提案は可能です。</p>
19	19	成果2に関わる活動にかかる留意事項	<p>プレ・インキュベーション支援プログラムの実施期間は3か月を想定、とありますが、これは約10日間×20回の研修を3か月かけて実施するという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>プレ・インキュベーション支援プログラムの1バッチ当たりの実施期間が3か月という想定です。同プログラムには研修だけでなく、カウンセリング、ピア・メンタリングも含まれます。</p>
20	20	活動2-1	<p>プレ・インキュベーション支援プログラムの合計参加者は2,000名(100名/回×20回)という理解で良いか?</p>	ご理解のとおりです。
21	20	第2章、第4条、2.本業務にかかる事項、(1)プロジェクトの活動に関する業務、②成果2に関わる活動、活動2-1	<p>プレ・インキュベーション支援プログラムの研修想定規模として、「約10日×全日」と記載されているが、これは通常で10日間が想定されているのか、週に3日ずつなどと調整することは可能でしょうか。また、各サイトやWE・TEの状況に応じ、日数を柔軟に調整することは可能でしょうか。</p>	連続した10日間でなくても結構ですが、総日数の変更は想定していません。

22	22	活動3-1	<p>WEとTEの研修受講方法について、プレ・インキュベーションでは、支援団体・当事者の意見を踏まえて決定する、とあるが、インキュベーション＆マーケットリンクージでは不要ということか？</p> <p>プレ・インキュベーション： 「詳細計画策定調査では、TEはWEと一緒に研修受講を希望と確認したが、TEとWEと一緒に研修するかについては、啓発活動で協働するトランスジェンダー支援団体・当事者等の意見やパイロットサイトの状況を踏まえて決定する。」</p> <p>インキュベーション＆マーケットリンクージ： 「詳細計画策定調査では、TEはWEと一緒に研修受講を希望と確認したことから、WEとTEは分けずに一緒に研修する。」</p>	<p>インキュベーション＆マーケットリンクージプログラムの研修においても、「TEとWEと一緒に研修するかについては、啓発活動で協働するトランスジェンダー支援団体・当事者等の意見やパイロットサイトの状況を踏まえて決定する。」ことを想定しています。企画競争説明書22ページ「インキュベーション＆マーケットリンクージプログラムの研修の想定規模」表の留意事項欄に上記を追加することとし、この回答をもちまして訂正します。</p>
23	24	活動4-5	<p>供給側(顧客となる事業者や金融サービス提供者)へのGSB推進支援について、20バッチのプログラム(5ラウンド×4バッチ)とは別に、並行して実施するという理解で良いか？</p>	ご理解のとおりです。
24	24	成果4に関わる活動にかかる留意事項、活動4-2	<p>「革新的なデジタル・ソリューションや金融・非金融サービスの導入も検討する。その際には、革新性に加えて、実現性、持続性や費用対効果を踏まえて検討する。」との記載がありますが、こうした金融・非金融サービスの導入に係る費用は、「対象地域で利用可能な金融サービスおよびデジタル・ソリューションに関する調査」(現地再委託)後、導入の可能性がてきた場合に追加費用として、別途協議させていただくという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>「革新的なデジタル・ソリューションや金融・非金融サービスの導入も検討する。その際には、革新性に加えて、実現性、持続性や費用対効果を踏まえて検討する。」については、定額計上の「金融包摂プログラムにかかる経費」に含まれます。金融包摂プログラムの内容・実施方法は、プロポーザルでのご提案事項となります。プロジェクト開始後に、調査結果やWE・TEの状況・ニーズを踏まえてご提案いただき、協議して決定する想定です。</p>
25	27	(3)その他の「②ベースライン調査」、「③インパクト評価の実施」および48ページ「(3)現地再委託」について	<p>(3)その他②ベースライン調査では、「本業務では当該項目は適用しない」とありますが、一方で③インパクト評価の実施では、インパクト評価とそのためのベースラインデータの取得が記載されています。これはベースラインデータの収集のための調査の実施を行うかどうかも含め、受注者の提案に委ねるという認識で宜しいでしょうか。また、ベースラインデータの取得方法について業務対象国・地域の現地法人(ローカルコンサルタント等)への再委託を提案することは認められますか。</p>	<p>インパクトアセスメントには、ベースラインデータの取得は必要と考えます。インパクトアセスメントにおけるベースラインデータの取得については、再委託は想定していません。</p>
26	29	第2章、第5条 報告書等	<p>企画競争説明書において成果品の期日が定められていますが、契約交渉時に調整は可能でしょうか。</p>	成果品の提出期日の調整は可能です。

27	41	PC1	本事業では、事業実施を目的としたPC1はないが、事業終了後の拡大戦略であるSUSAP実施のためのPC1が必要となるとの理解でよろしいでしょうか？	事業実施を目的としたPC1の必要性については、プロジェクト開始後にSMEDAと協議する想定です。SUSAP実施のためのPC1申請・取得は必要と考えています。
28	48	業務量の目途	業務量目途65.32人月のうち、1.9人月は本邦研修に関する業務人月として定額計上に含まれる、とあります。プロポーザル提出時の見積書に計上する業務人月は63.42人月を目途とする、という理解で正しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
29	49	第3章、2.業務実施上の条件、(5)対象国の便宜供与	事務機器(コピー機、プリンター)及びWi-Fiは既存のものを利用するという理解ですが、本事業実施期間中に耐久年数(通常5年)を超え、故障した場合は、新規機材購入にかかる変更契約等をご検討いただけますでしょうか。また、事務機器の維持管理費及びWi-Fiの通信費は、見積に含める必要がありますでしょうか。	故障した場合の新規機材購入はSMEDA負担を想定していますが、SMEDAとは協議していないため、故障発生時の協議結果を踏まえて対応を検討します。事務機器の維持管理費及び事務所のWi-Fiの通信費はSMEDA負担です。
30	49	第3章、2.業務実施上の条件、(6)安全管理	パキスタンは紛争影響国・地域の対象ですが、パンジャブ州内の移動において防弾車両を使用する必要はありますでしょうか。	現時点では必要ありませんが、今後の治安情勢によっては警察当局から防弾車の使用や民間警備エスコートを手配するよう要請される可能性があります。そのような事態が生じる場合は、必要に応じて変更契約等の対応を検討します。
31	50	4. 見積書作成にかかる留意事項	貴機構のパキスタン・イスラム共和国 安全対策マニュアル(2025年9月版)にて、パンジャブ州滞在時の注意事項として、「治安情勢によっては、移動場所に応じて警察当局から防弾車の使用や民間警備エスコートを手配するよう要請される場合があるので、警察の指示に従うこと」との記載がございます。今回の応札において、安全管理対策費(警備員の雇用を含む)として計上すべき費目がございましたらご教示ください。	現時点では必要ありませんが、今後の治安情勢によっては警察当局から防弾車の使用や民間警備エスコートを手配するよう要請される可能性があります。そのような事態が生じる場合は、必要に応じて変更契約等の対応を検討します。
32	52	本邦研修の経費	定額計上「4.本邦研修(本邦招へい)にかかる経費」に含まれる「直接経費」1,774,140円はどのような使途の経費でしょうか？研修員の航空賃や日当・宿泊費については、別契約で充当されるものと理解しております。	直接経費の内訳は講師等への諸謝金、翻訳料や会場借上費等の実施諸費、同行者等旅費です。研修員の航空賃や日当・宿泊費については、ご理解のとおり、JICAが別途対応しますので、本契約には含まれません。
33	52	(5)定額計上について	「1. プレ・インキュベーション支援プログラム」の定額計上に含まれる費目に「参加者の交通費」とありますが宿泊費も含まれているでしょうか。また、講師については「一部の講義はSMEDA職員が講師となることを想定する」とありますが、その際に公務員に適用される日当・宿泊費の規定がある場合、その規定による支給額もこの定額に含まれるという理解でよろしいでしょうか。	「1. プレ・インキュベーション支援プログラム」で実施する研修については、参加者の居住地近辺で実施する想定であり、宿泊を想定していません。SMEDA職員が講師となる場合、日当・宿泊費はSMEDA負担です。

34	52	(5)定額計上について	<p>「3. 金融包摠プログラム」についても、その上にある1. および2. と同様に、講義謝金、研修教材印刷費、軽食、参加者の交通費（宿泊費も）、会場借上費などはこの定額に含まれるという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>「3. 金融包摠プログラム」にて研修を実施する場合は、講義謝金、研修教材印刷費、軽食、参加者の交通費、会場借上費など、必要に応じて定額計上に含めてください。現在のところ、宿泊は想定していませんが、パイロットサイトが未定で実施地域の状況がよくわからないこと、金融包摠プログラムの内容が未定なことから、それらが決まった時点で、宿泊を伴う活動が必要・適切と判断する場合は定額計上の金額上限内で宿泊料の計上も検討します。</p>
35	52	4. 見積書作成にかかる留意事項(5)定額計上について 表中 1 プレ・インキュベーション支援プログラムにかかる経費、2インキュベーション＆マーケットリングプログラムにかかる経費	<p>R/DにてSMEDA職員の日当旅費はパキスタン政府負担とされていますが、研修やスタディツアーにおいても先方政府負担という理解でよろしいでしょうか。</p> <p>p.52 (5)定額計上の「1 プレ・インキュベーション支援プログラムにかかる経費」および「2インキュベーション＆マーケットリングプログラムにかかる経費」には講義謝金が計上されていますが、p.15の活動1-2には研修を受けたSMEDA職員の中の適任者を研修講師に選定するとも記載されているため、SMEDA職員の日当宿泊費や交通費の負担がパキスタン側なのか日本側なのかを整理させていただきたいです。もしくは日当宿泊費はパキスタン政府負担だが、加えて日本側から謝金を支払うということでしょうか。</p>	<p>研修やスタディツアーにおけるSMEDA職員の日当・旅費はSMEDA負担です。 SMEDA職員が研修講師を務める場合、本来業務の一環と捉え、日本側からの謝金支払いは想定しません。</p>
36	52	(5)定額計上について	<p>公示 p.52「(5)定額計上について」に記載の「金額に含まれる範囲」について確認させてください。</p> <p>同項目では、定額計上に含まれる費目が列挙されていますが、当該列挙には「等」の記載がなく、費目が限定列挙であるようにも読めます。</p> <p>この点について、定額計上とされている金額は、 ・当該活動に係る全ての関連支出を包含する定額と理解すべきか、 ・それとも、「金額に含まれる範囲」に明示的に列挙されている費目のみが対象であり、それ以外の費目（募集のための広報費、参加者の宿泊費、交通費）は別途計上可能と理解すべきか、 いずれの解釈が正しいかご教示ください。</p>	<p>定額計上の「金額に含まれる範囲」に記載している費目には、想定される費目を記載していますが、記載以外の経費も活動に必要な経費であれば定額計上に含めてください。ただし、特殊傭人の活用を見込んでいる場合はその経費は一般業務費に計上してください。</p>
37	52	定額計上	<p>プレ・インキュベーション支援プログラム、インキュベーション＆マーケットリングプログラムにかかる経費には、これらのプログラムを実施するための特殊傭人費は含まれていないとの理解でよろしいでしょうか？</p>	<p>プレ・インキュベーション支援プログラム、インキュベーション＆マーケットリングプログラムの定額計上には、特殊傭人費は含みません。</p>

以上